

中央新幹線品川・名古屋間の事業区域に
係わる土地及びその付近にお住いの皆様へ

東海旅客鉄道株式会社

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可申請書等の公表について

当社は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条の規定に基づき、中央新幹線品川・名古屋間に係る大深度地下使用について、2018年3月20日に国土交通大臣に認可申請を行いました。

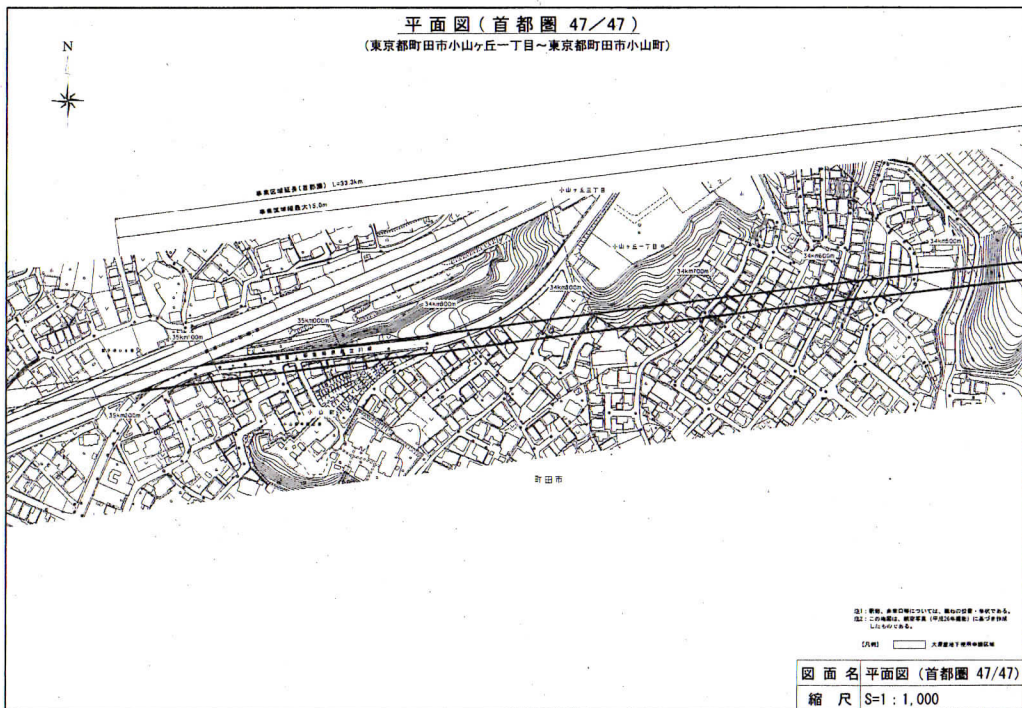
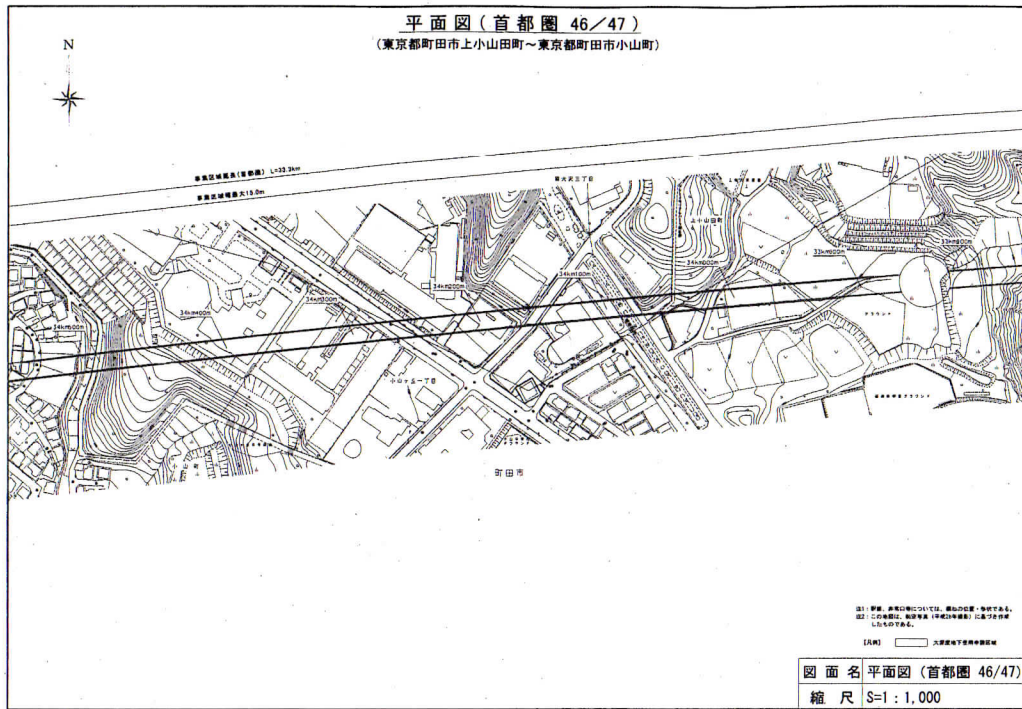
ついては、使用認可申請書及びその添付書類並びに説明会資料(以下「資料等」という。)を、当社のホームページにて公開していますので、お知らせ致します。また、資料等は当社の中央新幹線工事事務所においても閲覧できます。

資料等の内容について、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが、中央新幹線工事事務所までご連絡・ご来訪頂ければご説明させていただきます。

○ホームページ

申請書等 :【JR東海ホームページ】⇒【トピックス:中央新幹線計画に関する公表資料等】⇒
【当社の取り組み:大深度地下使用法の手続き】⇒【関連情報:大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可申請書の公表について】
(<http://companyjr-central.co.jp/chuoshinkansen/daishindo/shiyoninka/>)

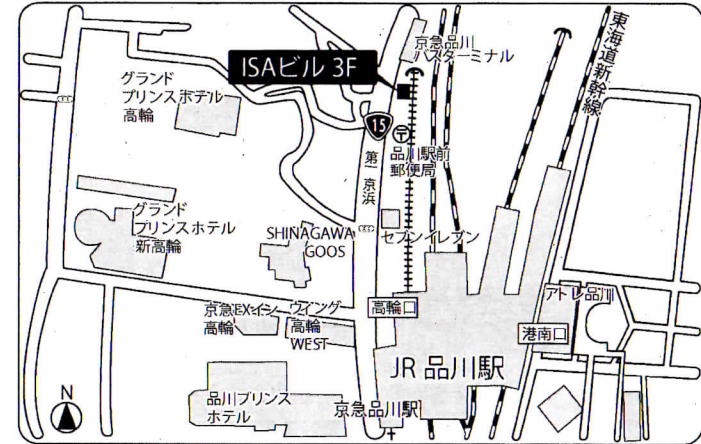
説明会資料:【JR東海ホームページ】⇒【トピックス:中央新幹線計画に関する公表資料等】⇒
【当社の取り組み:大深度地下使用法の手続き】⇒【関連情報:大深度地下の使用認可に関する説明会資料について】
(<http://companyjr-central.co.jp/chuoshinkansen/daishindo/description/>)



○中央新幹線工事事務所

・東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線東京工事事務所

（東京都港区高輪 3-24-16 ISAビル 3F、電話：03-6847-3701）



※受付日時：土日祝日を除く平日、9時～17時